

居宅介護支援契約書

様（以下、「利用者」という。）と共生居宅介護支援事業所（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対して介護保険法（以下、「法」という。）の趣旨に従って、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の業務を円滑に行う為、契約を締結します。

（契約期間）

第2条 この契約期間は 令和____年____月____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 上記有効期間満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文章による契約満了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として任命し、その選定または交替を行った場合は、利用者にもその氏名を文章で通知します。

（居宅サービス計画作成の支援）

第4条 事業者は、次の行に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画作成を支援します。

- （1）利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面談して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- （2）当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- （3）利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- （4）利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができます。
- （5）提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成いたします。
- （6）居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区別した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文章による同意を受けます。

(7) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察、再評価)

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス経過変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(施設入所への支援)

第6条 事業者は利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、また事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出する。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、利用者が要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という。）更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録等)

第10条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了5年間保管します。

- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 法第12条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文章で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状

況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(料金)

第11条 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は、別紙「重要事項説明書」のとおりです。利用者の負担はありません。

(契約の終了)

第12条 利用者は事業者に対して、文章で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文章で通知する事により、この契約を解除することができます。

この場合、地域の他の指定居宅介護事業者に関する情報を利用者に提供します。

3 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続しがたい不信行為を行った場合、文章で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(2) 利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合

(3) 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第13条 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、利用者の家族から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、当該家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第14条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとします。

(身分証携行業務)

第15条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情等)

第16条 事業者は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望苦情等に迅速かつ適切に対応します。

(善管注意義務)

第17条 事業者は、利用者より委託された業務を行うに当たっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその義務を遂行します。

(信義誠実の原則)

第18条 利用者と事業者は、審議誠実を持って本契約を履行するものとします。

2 本契約の定めがない事項については、介護保険法令その他諸法の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

本契約の証しとして、本書2通を作成し、利用者事業者が署名押印のうえ1通ずつ保有するものとする。

契約締結日

令和 年 月 日

契約者氏名

<事業所>

事業者名： NPO 法人 すもと共生ネットワーク

代表者名： 理事長 山崎 一郎

事業所名： 共生居宅介護支援事業所(事業所番号 2871500753)

事業所住所： 兵庫県洲本市物部3丁目3番8号

<利用者>

住 所：

氏 名：

印

<家族及び署名代行者> 住 所：

氏 名：

印

(利用者との関係：

)